

指宿市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）に定めるもののほか、同要綱第2条に規定する広告媒体のうち公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この要領で対象とする広告の種類は、指宿市屋外広告物条例（平成19年指宿市条例第17号）第6条第2項第7号に規定する自動車広告物とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載ができる位置は、公用車の左右の側面及び後面の3面とする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、原則として次の表のとおりとする。

規格	乗用車両・貨物車両	左右側面	1面につき縦30cm×横50cm以内
		後面	縦10cm×横50cm以内
	マイクロバス	左右側面	1面につき縦40cm×横150cm以内
		後面	縦30cm×横40cm以内
掲載料	乗用車両・貨物車両	1台当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）	
	マイクロバス	1台当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）	

2 広告掲載料は、市が指定する日までに市の指定する方法により、一括前納しなければならない。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載は、マグネットシート、カッティングシート、ラッピングフィルム等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルムは、広告の掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。ただし、デザイン変更は月1回限りすることができる。

2 前項の規定により広告デザインを変更するときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告の作成等)

第7条 広告の作成は、指宿市有料広告等掲載基準により広告主が行い、市が定める日までに、広告案を市に提出しなければならない。なお、広告内容等に疑義がある場合、事前に市と協議するものとする。また、市は広告審査会の結果により、広告の原稿案に対し修正等を求めることができる。

(広告の掲載及び撤去)

第8条 広告の掲載及び撤去は、広告主の責任において実施し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市と協議の上、日程、工程を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したとき

は、直ちに市長に報告するとともに、当該広告主が経費を負担して現状回復するものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第9条 広告主は自己の都合により、公用車の広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 天災地変その他広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなくなったとき。

(2) 広告主が、広告の掲載期間の中途において、広告の掲載の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 市の都合により、市が広告の掲載期間中1月に1日も広告の掲載ができなくなったとき。
ただし、当該広告掲載車両が走行しない月がある旨を募集時に通知していた場合は、この限りでない。

2 前項第1号及び第2号の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した翌月以降の額の総額とする。

3 第1項第3号の規定により返還する広告掲載料は、当該月分の額とする。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。(裁判管轄)

第11条 この要領に定める広告の掲載に関する訴訟は、指宿市の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月25日から施行する。